

○議長（茅沼隆文）

日程第6、議案第13号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地域別最低賃金の改定に伴い、徴収嘱託員の報酬のうち時間額を引き上げることとしたいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読させていただきます。議案第13号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出、開成町長、府川裕一。

今回の改正では、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例で規定しております、特別職で非常勤職員であります徴収嘱託員の報酬の改正についてお諮りするものです。

徴収嘱託員については、時間割、徴収割で、この報酬が構成されておりますが、時間割については、開成町非常勤職員取扱規則で定める時間単価を根拠としているところでございます。

この非常勤職員の単価が、昨年10月1日の効力発生日として、神奈川県最低賃金が改正されたことに伴い、開成町の非常勤職員の単価も賃金が改定されたところでございます。このため、一般事務を取り扱います非常勤職員と、徴収嘱託員との金額の均衡を図るため、徴収嘱託員報酬のうち、時間額を改定しようとするものであります。

それでは、1枚おめくりください。開成町条例第 号。開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

こちらにつきまして、改正後と改正前の表をごらんいただきたいと思います。条例第2条関係の別表になりますが、上段の表に改正後、下段の表で改正前の内容を記載してございます。

別表の第45号で、徴収嘱託員の時間額をお示ししておりますが、別表の下に示す部分、失礼しました。別表の下線に示す部分が、改正しようとする内容となっております。改正後で880円、改正前で870円、改正前に比べて、プラスに10円に改めるものでございます。

附則をごらんいただきたいと思えます。附則のほうでは、本条例の施行期日を平成25年4月1日としてございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。県の最低賃金では、836円から849円、13円のアップを見たわけですが、今回の嘱託員については10円のプラスと。これはほかの非常勤職員との調整というのですか。推移を見た形で今回提案しているのかどうか。13円上がっているわけですが、端数については、3円ですから切り捨てると、こういう形になっていると私は思うんですけども、どうなんでしょうか。

それから、今回、非常勤職員の関係で、条例改正が上がっているわけですが、この条例だけが出されておりますけれども、ほかの非常勤職員には、こういった関係については出てこないというふうに私は思っているんですけども、そういう形になっているのかどうか、連動した形で何も問題がないということなのかどうか、確認を含めてお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきます。こちら一般の事務員さんは、開成町非常勤市職員取扱規則というので規定されております。規則で規定されていまして、こちらは一般事務も10円上げたところでございます。それに伴いまして、今回、徴収嘱託員の嘱託員さんも10円、それに連動してというか、あわせて上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上宜久君。

○6番（井上宜久）

賃金の改定については理解をしているところですが、関連で、そこに前年度分、過年度分という形で徴収金額掛ける100分の1、2という形になっていまして、ちょっと関連で、事務の実態がどうなっているのか。ちょっとその辺をお聞きしたいというふうに思います。できれば、24年度の6カ月平均ぐらいでどのくらいの件数が出ているのか。それと当然、今、勤務としては、月、水、金の

9時から16時ですか。勤務されていると思いますけれども、仮にこの2名で、A、Bという人で、仕事そのものが最初から最後まで一人でやれば、Aにつくのは問題ないと思うんですけれども、仮にAが一部とっついて、最終的にBの人が取り立てを成功したといった場合は、どちらのほうに徴収金額がいくのかどうか。

100分の1、100分の2といいますと、金額的には1,000円で20円ですか。1,000円の契約でとれば、20円がつくということですが、その辺のA、Bと1件のものに二人が携わった場合、どうするのか。その辺をちょっと教えてください。それとできれば、24年の大体6カ月ぐらい、何件ぐらい徴収者が出ているのか、大枠で構わないですから。

○議長（茅沼隆文）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、ただいまのご質問、お答えしたいと思います。まず、あとの質問でありました、徴収嘱託員が、実際に現地に行って徴収してきたときの取り扱いについてどうなるかというような徴収体制のご質問でございますけれども、これにつきましては、現金を取り扱うというところがございまして、必ず2名での訪問、徴収ということが原則としてあります。ですので、例えば1件のおたくから1,000円徴収したとしても、それは二人の徴収嘱託員さんの成果と言うようなことの中で、この徴収額割につきましては、例えば、これが過年度分であれば、1,000円の2%つきますので、20円つくわけですが、それはお二人の方に20円ずつ支給されるというような体制となっております。

それから、ただいま24年度の実績、半年ぐらいの実績というふうなお話だったんですが、ちょっと私のほうで、24年度の実績については、ちょっと手元に資料がございませんので、かわりといっは何ですが、23年度のものについての資料がございまして、ご紹介をしたいと思います。

平成23年度の1年間で徴収嘱託員が徴収しております徴収額、こちらが合計で1,600万円ほどになってございます。件数的には、現年分が265件、過年度分が198件、合計で463件の取り扱いでございます。この中で徴収割額といたしましては、それぞれ1%ないし2%の徴収割の計算をした結果、一人分といたしましては、23万4,000円ほど、町からの支出ということで考えてみますと、二人分ということで、46万8,000円ほどの徴収割額の支出をしてございます。以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上宜久君。

○6番（井上宜久）

どうもありがとうございます。そうすると、相当徴収については、この2名の方が貢献されているなというふう感じたんですけれども、今、非常に徴収100%を目指して努力されていると思いますので、この二人に任せるだけじゃなくて、バ

ックアップをしてやっていただきたいというふうに思います。

○議長（茅沼隆文）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第13号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。